



第 I 章 市町村森林経営管理事業

森林経営管理制度において、市町村が自ら森林の経営管理を行う「市町村森林経営管理事業」は次の森林です。

- ① 自然的条件が悪く、今後とも経済的に成り立たない森林
- ② 自然的条件が良く経済的に成り立つと見込まれるものの民間事業者に経営管理実施権を設定（配分）できていない森林

「市町村森林経営管理事業」は、地域にとって求められる森林の「機能」をできるだけ低コストで、最大限に発揮できる森林にすることを「目的」としましょう。





I-1 市町村森林経営管理事業 ~解説~第I章2ページ

森林経営管理制度（森林経営管理法）は、適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を、林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることとしています。


この森林経営管理制度において森林経営管理法第 33 条に示された、市町村が自ら森林の経営管理を行う事業を「**市町村森林経営管理事業**」と呼びます。

森林経営管理制度において、経営管理権集積計画の公告（以下「経営管理権」という。）によって、市町村森林経営管理事業の森林は特定されることとなります（図 I-1、図 I-2）。

（市町村森林経営管理事業）

第三十三条 市町村は、経営管理権を取得した森林（第三十七条第二項の規定により経営管理実施権が設定されているものを除く。）について経営管理を行う事業（以下「市町村森林経営管理事業」という。）を実施するものとする。

2 市町村森林経営管理事業を実施する市町村は、民間事業者の能力の活用に配慮しつつ、当該市町村森林経営管理事業の対象となる森林の状況を踏まえて、複層林化その他の方法により、当該森林について経営管理を行うものとする。

市町村森林経営管理事業は次の森林です。  ~解説~第I章3ページ

- ① 自然的条件が悪く、今後とも経済的に成り立たない森林
- ② 自然的条件が良く経済的に成り立つと見込まれるものの民間事業者に経営管理実施権を設定（配分）できていない森林

「当該市町村森林経営管理事業の対象となる森林の状況を踏まえて、複層林化その他の方法により、当該森林について経営管理を行う」とは、自然的条件が悪く、今後とも経済的に成り立たない森林においては間伐を繰り返して複層林化する、自然的条件が良く経済的に成り立つと見込まれるものの民間事業者に経営管理実施権を設定できていない森林においては間伐により長伐期施業を実施する等、その森林の自然的条件等の状況を踏まえ施業方法を選択することとします（林野庁長官通知第 11 の 2）。



森林経営管理制度の仕組み

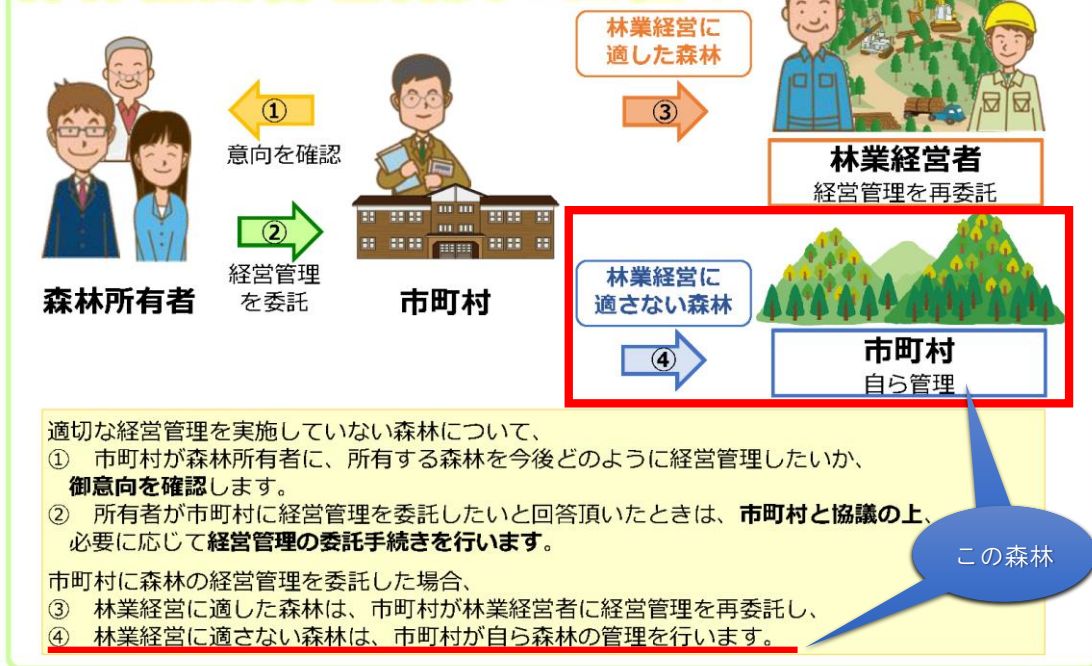
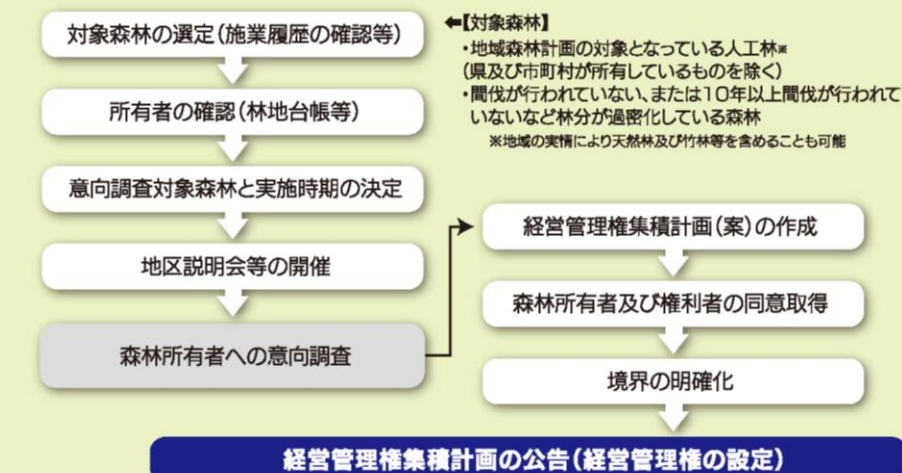


図 I -1 森林経営管理制度の仕組みと制度上の市町村が管理する森林
 林野庁（2019）森林経営管理制度のパフレットを加筆

【森林経営管理制度の具体的な流れ】



区分	①林業経営に適した森林	②林業経営に適さない森林
管理方法	意欲と能力ある林業経営者による経営管理を再委託	市町村が経営管理を実施
管理方針	木材の持続的な生産・利用 [針葉樹による育成単層林]	公益的機能の持続的な発揮 [針広混交林等の複層林]
施業内容	・木材生産を目的とした施業 ・伐期が到来する場合は主伐・再造林を実施	・長伐期化や複層林化による非皆伐施業 ・市町村が間伐等の施業を適期に実施
経営管理権の設定期間	主伐を伴う場合は、最低でも15年以上（主伐後10年以上）の存続期間を確保	基本的に市町村が継続的に管理するための権利として設定することを想定
木材収入の取扱い	施業に要する費用（林業経営者の利益を含む）を差し引いた上で、森林所有者に還元	木材収入は所有者には還元されない（市町村の費用の一部に充当）

この森林

図 I -2 森林経営管理制度における市町村が管理する森林
 長野県（2019）長野県林務部森林経営管理センター森林所有者向けのチラシを加筆



I-2 市町村森林経営管理事業の対象となる森林

(1) 林業経営に適する森林と適さない森林 👉 ~解説~ 第I章 7~14 ページ

経営管理実施権の設定が見込まれる森林＝“林業経営に適する森林”（図 I-3）と、市町村森林経営管理事業の対象＝“林業経営に適さない森林”（図 I-4）は表 I-1 のとおりです。

表 I-1 林業経営に適する森林、適さない森林の自然的・立地的・経済条件の整理

区分	項目	林業経営に適する森林	林業経営に適さない森林
自然因子	地形	緩傾斜	急峻（35度以上）
	標高	標高 1,600m 未満	標高 1,600m 以上（亜高山帯以上）
	山地災害	発生の恐れがない	崩壊や土石流の発生が想定される
	森林資源	生産力が高い（地位Ⅰ～Ⅲ）	生産力が低い（地位Ⅳ～Ⅴ）
立地・経済因子	森林規模	まとまった面積、集約化可能	小規模で分散して集約化が難しい
	アクセス	路網が整っている（路網が配置できる） 木材の供給先が近い	路網が整っていない（路網が配置できない） 木材の供給先が遠い
	保全対象に対する重要度	普通（低い）	高い
	経営	木材収益が期待できる	木材収益が期待できない
	林業サイクル	植林 → 保育 → 間伐 → 伐採（収穫）が容易	人為的コントロールが難しい 森林が再生できない、コストがかかる

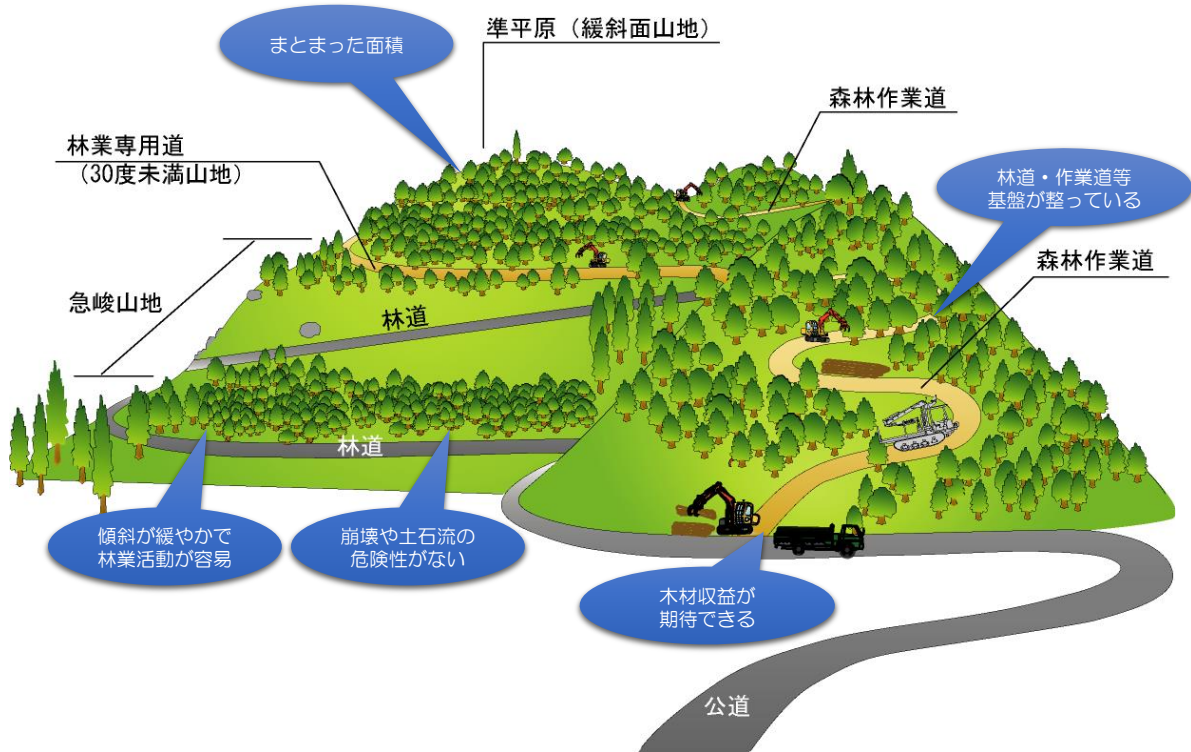


図 I-3 林業経営に適する（経営管理実施権の設定が見込まれる）森林のイメージ



林業経営に適さない森林を未整備のまま放置すれば、地域住民の安全や生活に支障をきたす可能性があります。市町村が管理する森林は、生活に直結する森林で、『**地域の安全・安心・生活環境に資する森林、地域にとって公益的機能を重視する森林**』と言え、主に「**防災、減災、生活環境に資する森林**」です。

(2) 林業に適しているが経営管理実施権を設定できていない森林

👉 ~解説~ 第 I 章 11 ページ

「自然的条件が良く経済的に成り立つと見込まれるものの民間事業者に経営管理実施権を設定できていない森林」は、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者が現れなかった森林です。次の2つが想定されます。

- ① 奥山に位置して、現在、林道等の道がなく、アクセスが良くない森林
- ② 小規模面積で、隣接する森林と集約化（団地化）ができない森林

「奥山に位置して、現在、林道等の道がなく、アクセスが良くない森林」は、将来、道路の整備や、隣接地との集約化などがされれば、経営管理実施権の設定等、林業経営を検討する森林でもあります。

「小規模面積で、隣接する森林と集約化（団地化）ができない森林」は、施業番号単位で0.01~0.1haのような規模で、分散・点在しているような森林です。

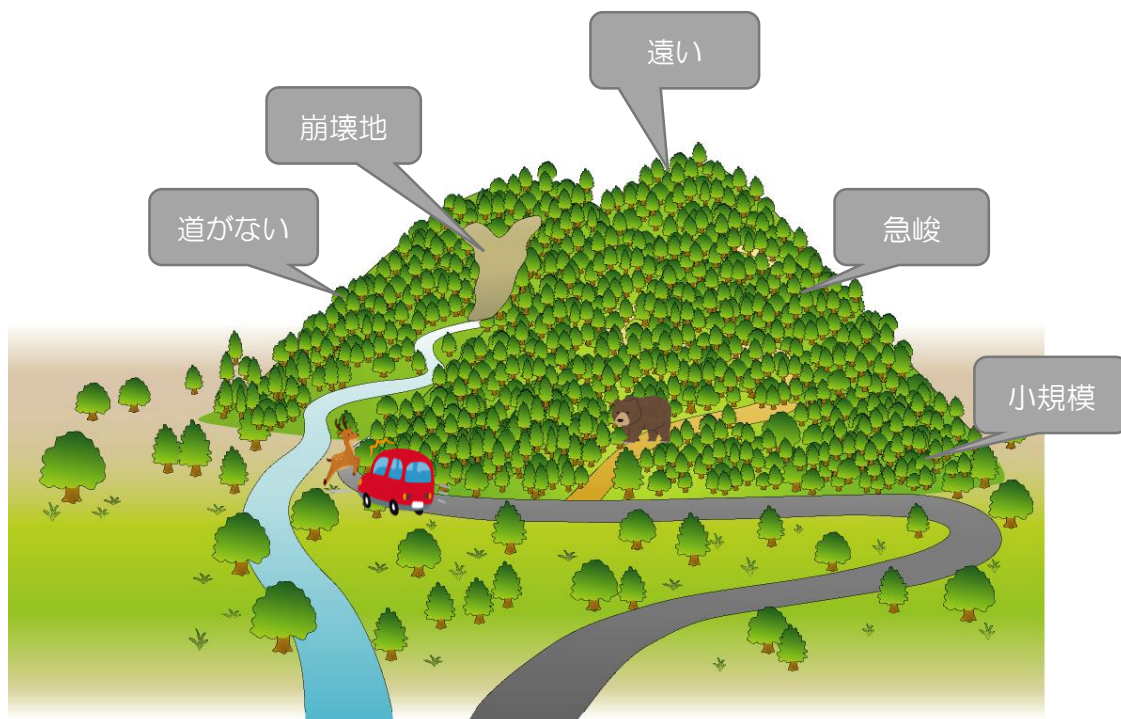


図 I -4 林業経営に適さない（経営管理実施権の設定が見込まれない）森林のイメージ
イラスト一部使用©いらすとや



I-3 林業経営に適さない森林に求められる機能

(1) 林業経営に適さない森林はどのような森林が多いのか

👉 ~解説~ 第 I 章 19~23 ページ

従来、林業において、先人たちは立地環境を読み取り、「尾根マツ、沢スギ、中ヒノキ」のように山を見て、森林をつくり、育て、利用してきました。これは立地環境に生理的に適した樹木を選定し、植栽を行う「適地適木」です。

市町村森林経営管理事業の対象森林は、「適地適木」でありながら“人為的管理がなされてこなかった森林”と、“適地適木ではない森林”が対象となります。

さらに、防災・減災・生活環境に資する森林は、どのような場所にあるのでしょうか。“何が課題であるか”、“何が地域住民のためになるか”などによって、防災・減災・生活環境に資する森林は異なります。それぞれ地域に直結する課題を抱えた森林を特定する必要があります。

現在、整備されず荒廃している人工林において（写真 I-1）、課題のある主な事項は次のとおりです（図 I-5）。



ヒノキ林分



スギ林分



アカマツ林分



カラマツ林分（幹折れが発生）

写真 I-1 整備されず荒廃している放置された人工林



- 住宅や生活道路に崩壊・落石の被害が想定される森林
- 洪水や土石流が発生した時、流木となって住宅や生活道路に流木被害等が想定される森林
- 上水道や農業用水等の水源で、整備されず荒廃している森林
- 住宅や生活道路に倒木が想定される森林（松くい虫・カシノナガキクイムシ被害林や竹林）
- 住宅や生活道路の背後で整備されず、林縁部が藪となり見通し等が悪い森林で、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル等の野生動物の生息地や隠れ場所となりやすい森林
- 遺跡や城跡があるのに整備されず放置されている森林
- 住宅や生活道路に隣接しているが、整備されず荒廃している森林（竹林も含む）
- 公園やグラウンド等の住民が利用する施設の背後にあって、整備されず荒廃している森林（竹林も含む）

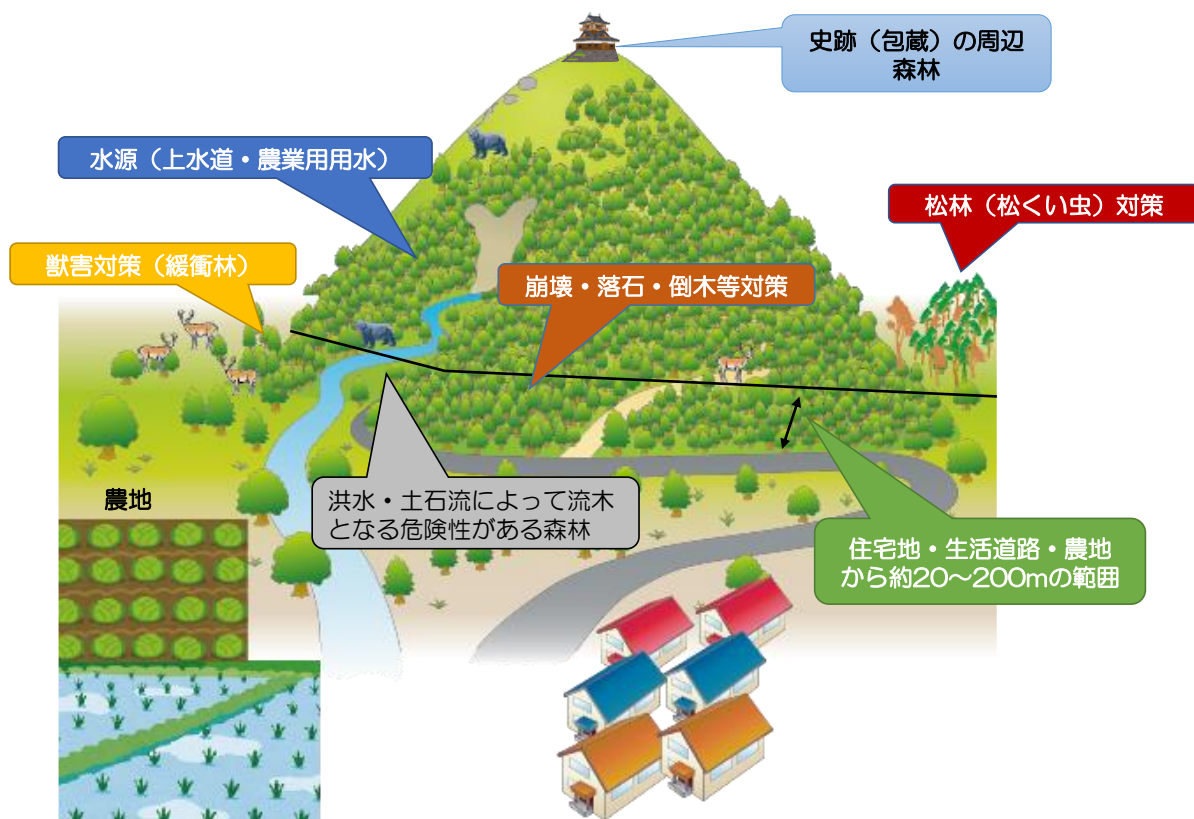


図 I-5 市町村森林経営管理事業の森林のイメージ
イラスト一部使用©いらすとや



(2) 防災・減災に資する森林  ~解説~ 第 I 章 23~24 ページ

住民生活に直結し崩壊や倒木の危険性のある森林は、防災、減災に資する機能の発揮が求められます。

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」や保安林に指定されていない森林で、整備されていない人工林をそのまま放置した場合に、住宅や生活道路及び耕作地等に崩壊の被害が想定される森林や、強風や台風時に倒木となる危険性のある森林です。

さらに、市町村が管理する準用河川で、洪水時や土石流が発生した時、洪水被害を助長（水位を上げる）させたり、流木となって被害を拡大させたりする恐れのある森林は「防災・減災に資する森林」の位置付けとなります。住民の生活に直結しますので、立地環境や起こりうる現象を想定して特定することが必要です（写真 I -2）。



耕作地後背カラマツ林の崩壊



スギ林内の落石



住宅地へのカラマツ倒木被害



準用河川沿いで放置されたスギ人工林（流木の恐れあり）

写真 I -2 森林の荒廃現象



(3) 水源涵養に資する森林 ~解説~第 I 章 24 ページ

「水道水源保全地区」や集落水源、農業用水等の水源地の森林は、水源を涵養する機能の発揮が求められます。整備されず荒廃している森林は、水源かん養（以下：水源涵養）機能の低下が危惧されます（写真 I-3）。



写真 I-3 水道施設（左）と水源上流の森林（右）

(4) 生活環境に資する森林 ~解説~第 I 章 26~28 ページ

生活環境には、通常の生活に支障を及ぼす恐れがある森林と生活環境の快適性を維持すべき森林、さらには地域の文化・財産として良好な環境で維持しなければならない森林があります。

これらの森林は、立地や地域住民の要望により、求められる機能は異なります。

① 松くい虫等病虫害の森林

通常の生活に支障を及ぼす恐れがある現象は、近年激甚化している松くい虫被害木やカシノナガキクイムシ被害木の倒伏や枝折れです。

住宅地や生活道路などに接する松くい虫被害木の対策は「防災・減災」と「生活環境に資する森林」に位置付けられます（写真 I-4）。



写真 I-4 住宅後背の松くい虫被害林（左）と生活道路沿いの松くい虫被害林（右）



② 竹林の拡大

松くい虫被害地域を中心に竹林の拡大傾向が見られます。アカマツに限らず、人工林に竹林が侵入し、拡大を広げています。

“タケヤブ”となり修景的な自然の美しさを損なう可能性と、降雪時などに生活道路を覆い、ライフラインである電線などに被害を与える可能性もあることから、竹林の対策も「防災・減災」と「生活環境に資する森林」に位置付けられます（写真I-5）。



写真 I-5 降雪による竹の倒伏

③ 獣害

ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル等の野生動物が森林域から出没し、人的被害や農作物に被害を及ぼす現象も対象となります。

人間と野生動物との境界をなす森林は野生動物の生息地や隠れ場所となりやすいため、その境界線の森林の管理が重要となります（写真I-6）。



写真 I-6 獣害対策（緩衝林整備状況）

④ 地域の文化財等

県内には多くの遺跡や城跡があり、その箇所が人工林となっている場合があります。これらは地域の文化・財産として良好な環境で維持しなければならない森林です（写真I-7）。

さらに、古くからの地域、集落を行き交う生活道として利用されていた街道なども地域にとって重要な財産です。その周辺の放棄された森林を整備することが重要です。



写真 I-7 城跡（本丸）の未整備森林



I-4 森林の管理期間と施業

(1) 森林を管理する期間 ~解説~ 第 I 章 29~31 ページ

市町村森林経営管理事業の対象森林の管理期間は「存続期間」と称されます。管理期間（存続期間）は、共有者不明森林等の特例を適用した場合（50 年を限度）を除き、明確な期間設定はありません。管理期間（存続期間）は、森林の状況を総合的に判断して次によって設定することになります（図 I-6）。

- ➡ その森林が地域社会・住民生活にとってどの程度重要か
- ➡ どの程度の施業で目的を達せられるか

ただし、管理期間内で目的を達せられない場合があるので、森林管理規定（参照：第三章）に基づき、発揮すべき機能や目標林型、施業履歴等の経緯を記録として残し、管理期間後に管理を継続するかどうか判断できるようにしておくことが重要です。

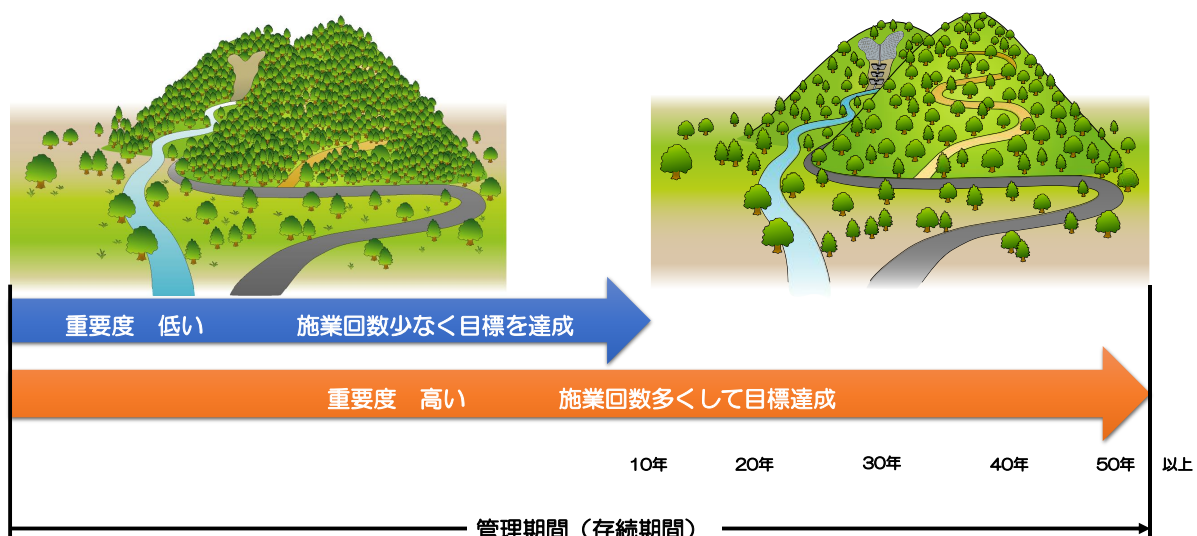


図 I-6 管理期間（存続期間）の考え方

(2) 管理する森林の施業 ~解説~ 第 I 章 31 ページ

市町村森林経営管理事業として経営管理権を設定した森林は、最低 1 回は施業をしなければなりません。

ただし、施業の必要はないものの、隣接地との一体的な管理を目的とする等の理由により経営管理権を設定した森林については、巡視等による森林の監視により管理をすることは可能です。したがって、当面は巡視を中心として管理を行い、必要に応じて施業をします（図 I-7）。

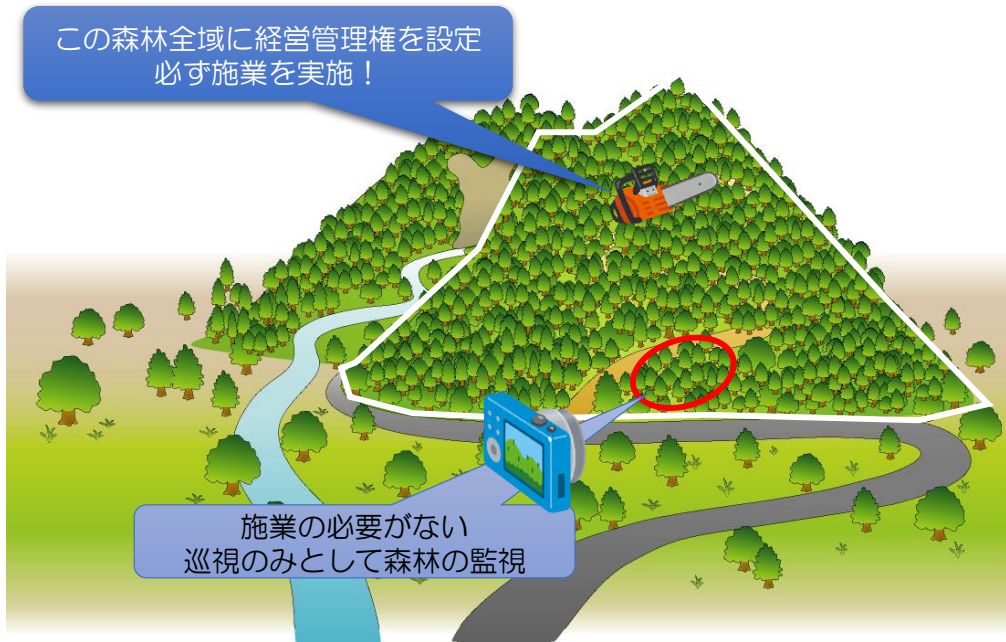


図 I -7 管理する森林の施業

イラスト一部使用©いらすとや



山村地域のモザイク森林